

学校感染症と出席停止期間について

◆下記の学校感染症にかかった場合は、「出席停止扱い」になります。

学校感染症と出席停止期間【第2種・第3種（抜粋）】

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	有症症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

（学校において予防すべき感染症の解説より）

※その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症など）は、群馬県では出席停止感染症に指定していません。【「出席停止扱い」にはなりません】

◆学校感染症の治癒後、登校する際に持参してください。

▶▶「学校感染症患者及び出席停止通知書・治癒証明書」様式【PDF形式ファイル】